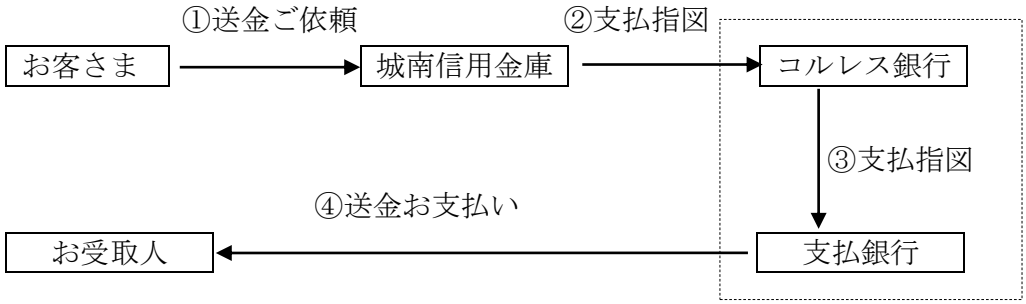
外国送金（仕向送金）の概要

城南信用金庫

外国送金のご依頼にあたっては、この「外国送金（仕向送金）の概要」と当金庫ホームページに掲載されている「外国送金取引規定」をご確認願います。

外国送金のしくみ	お客さまのご依頼により、海外または国内のコルレス銀行宛に「支払指図（対外電文)」を電信にて送信します。  ・コルレス銀行とは、電文の受発信等のために契約を取り交わしている銀行をいいます。 ・ ┈┈ の銀行を、「関係銀行」といいます。

対象取引	外国向け電信送金、国内向け外貨建送金、内国為替を除く国内非居住者円建送金
取扱通貨	日本円（JPY)、米ドル（USD)、ユーロ（EUR)、英ポンド（GBP)、 オーストラリアドル（AUD)、カナダドル（CAD)、スイスフラン（CHF)、 デンマーククローネ（DKK)、香港ドル（HKD)、ニュージーランドドル（NZD)、 ノルウェークローネ（NOK)、シンガポールドル（SGD)、 スウェーデンクローネ（SEK)、タイバーツ（THB)、人民元（CNY） （注）人民元（CNY）は、法人間のお取引に限ります。
受付時間	**＜外為 Web 扱い＞** 外為 Web ご利用時間中にお申込みいただき、送金指定日前営業日の 12：00 までに受付したものは、依頼内容・適法性の確認等に問題がない場合、その送金指定日以降に支払指図（対外電文）を発信します。（発信日は、通貨の種類や金額、受付時間によって異なります。なお、関係する外国の休日には、発信しないこともあります。） 詳しくは、当金庫ホームページの「城南外為Ｗｅｂ」のページをご覧ください。
適用相場	円預金にて外貨建送金をする場合（外貨建円貨払）は、原則、送金日（電文発信日）当日のＴＴＳレート（円貨から外貨に換えるレート）を適用します。ＴＴＳレートには為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 英ポンドあたり 4 円）が含まれています。 ただし、10 万米ドル・10 万ユーロ以上の外貨建取引は、市場の実勢レートを適用する場合があります。
手数料	手数料は、別表をご参照ください。

注意事項	・お取扱いには、マイナンバー（個人番号／法人番号）の提出が必要となります。 ・送金の到着日時につきましては、国内の為替取引と違い、1 件ごとに個別の取組みを行いますので、相手国の状況等により変わってきます。 ・外国送金を依頼する際には、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁対象取引（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）などの特定の国・地域や、ベネズエラ、ミャンマー、ロシアなどの特定の政権や企業関連取引等）および米国ＯＦＡＣ規制(注)等外国における規制取引に該当しないこと、ならびに、送金目的や「商品名、原産地、船積地域等」をご申告ください。 （注)米国ＯＦＡＣ規制とは、米国の財務省外国資産管理室（ＯＦＡＣ）が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などを対象に講じている取引禁止や資産凍結などの措置のことをいいます。 詳細については、ＯＦＡＣホームページにて、ご確認ください。 https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx ・関係銀行手数料につきましては、外国の決済制度や慣習により、選択された区分通りに処理が行われないことがあります。たとえば、依頼人負担としても、受取人への入金時に手数料等が差し引かれることがあります。 ・当金庫の取引銀行（コルレス銀行）が、受取人取引銀行（支払銀行）に直接電文を仕向けることができない場合で、現地通貨建て以外の送金の場合、①現地通貨に交換される、②一方的に資金返却される、③送金の到着が遅延する、④送金金額が目減りする可能性があります。 ・全ての送金において、スイフトコードは必ずご記入ください。また、各国の金融機関コードのご記入もお願いします。 ・ヨーロッパ等のＩＢＡＮコード採用国向け送金の場合は、受取人にご確認のうえ、ＩＢＡＮコードとスイフトコードをご記入ください。 ・受取人住所が私書箱（P.O.BOX）の場合はお取扱いできません。受取人にご確認のうえ、正式な住所をご記入ください。 ・中国向けの送金の場合、受取人住所欄に必ず「省名」をご記入ください。 ・送金金額が 3,000 万円相当額を超える場合、お取引内容により日本銀行宛「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。 ・外国向け送金の場合、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様の個人番号・法人番号のお届けが必要です。当金庫は、金額が 100 万円相当額を超える場合、税務署宛「国外送金等調書」を提出します。
その他	・送金目的を確認できる資料（インボイス等）のご提出をお願いします。 ・外為 Web のご利用は、法人または個人事業主の方に限らせていただきます。 ・送金依頼受付後、依頼内容または適法性の確認のために、ご連絡させていただくことがあります。この場合、内容確認後に送金を実行させていただきます。
問合せ先	・本件に関するお問合せは、当金庫営業時間中にお取引口座のある営業店または市場運用部国際業務課（TEL 03-3493-8406）へご連絡ください。

（2026 年 1 月現在）

別　表

仕向送金の手数料

城南信用金庫

仕向送金の手数料は、ご依頼の送金方法（送金通貨、代り金等の別）に応じて異なります。（記載の手数料には、消費税はかかりません。）

１．仕向送金の手数料

送金通貨とお客さまの代り金支払通貨の組み合わせにより、表のＡ～Ｃの送金方法の記号の合計額が手数料となります。（▲の手数料は、区分により、かからない場合があります。）

送金方法 ＼ 手数料		A	B	C
	送　金　通　貨	円　建	外貨建	外貨建
	代り金支払通貨	円貨払	円貨払	外貨払
送金手数料	（外為 Web 扱い）3,500 円	○	○	○
為替手数料※	為替相場に含まれます		○	
取引手数料 （リフティングチャージ）	送金金額の 0.05% （最低 2,500 円）	○		○
関係銀行手数料	2,500 円	▲	▲	▲

記号の説明　○：該当する送金方法のすべての送金にかかります。

▲：関係銀行手数料の区分が、依頼人負担の場合にかかります。関係銀行手数料は、後日、お客さまに追加で請求させていただくことがあります。

※為替手数料につきましては市場運用部国際業務課（TEL 03-3493-8406）まで個別にお問い合わせください。

２．その他の手数料

照会手数料	3,000 円
変更手数料	4,000 円
組戻手数料	5,000 円 外貨建の組戻資金を円貨でお支払いする場合の為替相場は、支払日当日のＴＴＢレート（外貨から円貨に換えるレート）を適用します。 ＴＴＢレートには為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、１英ポンドあたり 4 円）が含まれています。

（2026 年 1 月現在）